

生活福祉資金

貸与
(無利子)

教育支援資金（新潟県社会福祉協議会）

「教育支援資金」は、生活福祉資金の中の一資金です。資金を貸付することにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。

原則として、修学する本人を借受人、世帯の生計中心者を連帯借受人として貸付を行います。

1 貸付対象世帯(貸付条件)

- ① 低所得世帯であること
- ② 修学のためにまとまった資金を必要としていること
- ③ 世帯の収入により、学校卒業まで生計維持が可能な状況であること
- ④ 新潟県内に住んでおり、住民票の住所と現住所が一致していること
- ⑤ 他の公的貸付制度を利用することができない場合(日本学生支援機構、母子寡婦福祉資金等)

〔収入基準〕(平均月額)平成30年度 ※収入基準は毎年改定されます

市町村	1人	2人	3人	4人	5人	6人
新潟市・長岡市	163,000	236,000	288,000	362,000	417,000	469,000
その他の市町村	141,000	206,000	253,000	322,000	372,000	418,000

2 貸付内容

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）が対象となります。また、未払いの費用のみ貸付対象とします。

資金費目	具体的な使途	申込時期	貸付上限額
教育支援費	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法に規定する高校、高専、短大、大学、専修学校の授業料等に必要経費。 ・授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費 	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 35,000 円/月 ・高等専門学校 60,000 円/月 ・短大・専修学校 60,000 円/月 ・大学 65,000 円/月
就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法に規定する高校、高専、短大、大学、専修学校の入学時に必要経費。 ・入学金等で入学時に納入する経費 ・制服、靴、体操着等で学校の指定により入学時に一括購入が必要な物 	入学から2月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・500,000 円

- ・貸付期間 貸付申請の月から卒業月まで
- ・返済方法 卒業後、6ヶ月の据置期間を経て、20年以内に償還
- ・連帯借受人 資金使用者(修学者等)の世帯の生計中心者(両親等)に連帯借受人になっていただきます。
- ・利率(利子) 無利子
- ・連帯保証人 原則不要(但し、状況により必要となる場合があります。)

3 相談・問い合わせ及び申込先

相談、申込に関すること	居住する市区町村の社会福祉協議会 又は居住する市町村の地区担当民生委員まで
制度全般に関すること	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課 〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟エリオンプラザ内 電話：025-281-5522 ホームページ URL://www.fukushiniigata.or.jp/



母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

貸与
(無利子)

1 対象等 新潟県内居住の母子家庭、父子家庭や寡婦の方、父母のいない児童

2 貸付内容

区分	用途	貸与期間	返済
修学資金	高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校に就学させるための授業料、書籍代等に必要な資金	修学期間	卒業後6か月据置きし、原則15年以内に返済
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金		卒業後6か月据置きし、原則10年以内に返済

3 貸付限度額

区分	修学資金(円)【月額】				就学支度資金(円)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高校 専修(高等課程)	27,000	34,500	45,000	52,500	150,000	160,000	410,000	420,000
高専	31,500	33,750	48,000	52,500				
短大 専修(専門課程)	67,500	76,500	79,500	90,000	370,000	380,000	580,000	590,000
大学			81,000	96,000				
大学院(修士課程)	132,000				380,000		590,000	
大学院(博士課程)	183,000							
専修(一般課程)	48,000				150,000	160,000	150,000	160,000

※ 専修学校の場合、高等課程または専門課程であっても、学科の内容等によっては一般課程の貸付限度額を適用する場合があります。

※ 日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方も、必要と認められる場合には、本貸付金の貸付限度額との差額を限度に貸し付けを受けることができます。

4 申込時期 進学先合格後(相談は随時受付)

5 問い合わせ先

相談、申込みに 関すること	県の各地域振興局健康福祉(環境)部へ (新潟市居住の方は、お住まいの区の区役所健康福祉課へ)
制度全般に関する こと	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県福祉保健部児童家庭課家庭福祉係 電話: 025-280-5216(直通)

